

「労災保険財政検討会」最終報告書

－ 業種区分 －

《 目次 》

第1部 はじめに

- I 労災保険率の設定について
- II 「業種区分」を検討する理由について

第2部 「業種区分」に係る検討

- I 「業種区分」全体について
 - 1 「保険集団の規模」
- II 「その他の各種事業」について
 - 1 「その他の各種事業」の分割の基準
 - 2 平成18年度に分離・独立した業種
 - 3 「その他の各種事業」から分離・独立すべき業種

第3部 今後の「業種区分」のあり方

- I 「業種区分」全体について
- II 「その他の各種事業」について

第1部 はじめに

I 労災保険率の設定について

労災保険制度では、業種ごとの作業態様等の差異により、災害率が異なる実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、55の業種(以下「業種区分」という。)ごとに、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条等に基づき、最低3/1,000から最高103/1,000の労災保険率を設定している。

業種区分は、作業態様や労働災害の種類類似性、保険集団としての規模及び日本標準産業分類をも勘案して定めている。

II 「業種区分」を検討する理由について

本検討会において業種区分を検討する理由は、平成17年1月の「労災保険料率の設定に関する検討会」報告書(以下「前回検討会報告」という。)において、次のとおり、業種区分については、継続的に検討することが望まれる旨が報告されていることによる。

「業種区分に関しては、①産業構造や技術変化等を踏まえて、業種に関する情報を収集するとともに、②業種区分に係るルールに基づき業種区分の見直しを行うこと、保険集団が小規模であることに起因する料率改定での激変緩和措置がないような最低規模のあり方について検討すること、等が望まれる。」

第2部 「業種区分」に係る検討

I 「業種区分」全体について

1 「保険集団の規模」

(1) 現 状

平成21年度末時点において、労災保険の適用事業場数が約260万事業場、労災保険の適用労働者数は約5,280万人となっている。

労災保険制度においては、現在、55の業種に分類しているが、その中には、「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」や「原油又は天然ガス鉱業」のように適用労働者が1,000人程度の規模の業種もある。

(2) 課 題

労災保険の適用労働者が1,000人程度の小さな業種区分があるが、保険集団としての最低規模はどの程度が適正か。

(3) 主な意見等

- 一般に、保険集団が小さいと、①実績から正確に事故件数の水準（期待値）を推定することが難しく、②仮に事故件数の水準が正しく推計できて、実際の事故件数や収支は年度ごとに大きくぶれ、保険事業を安定的に運営することが難しい。
- 小さい保険集団を安定的に運営するための理論として、「信頼性理論」がある（注1）。「信頼性理論」によれば、「確率分布などの前提のもとで、ある保険集団での実際の事故件数が、真の値（確率的に予想される事故件数の期待値）から±5%の範囲に収まる確率が90%であるためには、その保険集団での事故件数が最低限1,000件程度は必要である」というような目安が得られる。

（注1）「信頼性理論」

実績データに基づき料率算定を行う際には、当該データの信頼性が問題となる。

例えば、直近の実績データのデータ量が十分でなかった場合、標本分散（データとしての「ぶれ」）が大きくなる。そうした不安定なデータに基づき、料率算定を行うことは適切ではない。

「信頼性理論」は、統計量の正確さに対する「信頼の度合い」に応じて一定の調整を行う手法であり、実績データの不足により適切な料率算定を行うことができない場合の対応の必要性から生まれてきたものである。

- 保険集団が小さくて、事故件数が少ない場合の対処方法は、信頼性理論によると、元々設定している理論値（例えば、より大きな類似した保険集団の実績値）と、小さな保険集団の最近の実績値との加重平均をとり、それをその小さな保険集団の推計値とすることである。このように対処することで、小さな保険集団の保険率の激変を緩和すると同時に、安定的で公平な保険制度の運営ができる。

II 「その他の各種事業」について

1 「その他の各種事業」の分割の基準

(1) 現状

- ① 前回検討会報告では、「その他の各種事業」の見直しの基準（業種区分に係るルール）を、
 - ア 事務従事者割合の比較的高い業種を分離すること
 - イ 災害率、保険集団としての規模等を考慮すること
 - ウ 日本標準産業分類（大分類）に対応することとしている。

【第5回検討会 資料 No. 2-2】

- ② 「『その他の各種事業』の分割の視点」の具体的な数値を、現在の数値に置き換える

と、「単純収支率」（平均）は、30.8%から43.4%に、「事務従事者割合」（平均）は、22%から16%となる。
【第5回検討会 資料No. 3-8】

(2) 課題

前回検討会報告の「業種区分に係るルール」を見直す必要があるか。

(3) 主な意見等

- 「労災保険料率の設定に関する検討会」において、「業種区分に係るルール」について議論してからそれほど時間が経過しておらず、また、状況の大きな変化もないので現状維持が良い。
- 業界団体を通じて、労働災害防止に取り組んでもらうこととなるので、業種区分の分離・独立に当たっては、業界団体の組織状況についても考慮すべきである。

2 平成18年度に分離・独立した業種

(1) 現状

- ① 「前回検討会報告」に基づき、平成18年度に、「その他の各種事業」から
 - ア「通信業、放送業、新聞業又は出版業」
 - イ「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」
 - ウ「金融業、保険業又は不動産業」
 を分離・独立させた。

- ② 「前回検討会報告」において、分離・独立させた業種について、データの収集を図ることが望ましいとされたことから、その後、各種データを収集している。

【第5回検討会 資料No. 3-9～3-11】

- ③ 適用事業場数については、「通信業、放送業、新聞業又は出版業」において微減の傾向、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」においては横ばいの傾向、「金融業、保険業又は不動産業」においては微増の傾向であるが、大きな変化はない。

また、単純収支率については、平成21年度の労災保険率の引下げなどの要因によって、上昇している。

適用事業場数の推移(平成18年度～平成21年度)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
通信業、放送業、新聞業又は出版業	7,769	7,564	7,449	7,294
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	529,439	530,410	529,029	530,386
金融業、保険業又は不動産業	51,682	53,328	54,356	55,068

(2) 課題

- ① 適用事業場数、単純収支率、事務従事者割合等の推移に大きな変化がないので、業種区分の見直しの必要はないとして良いか。
- ② 「通信業、放送業、新聞業又は出版業」及び「金融業、保険業又は不動産業」の労災保険率は、「その他の各種事業」と同じ料率（3/1,000）であるが、この分離・独立は適切な業種区分を実施したと評価することができるか。

(3) 主な意見等

- 分離独立させた3業種は、平成21年度に改定した労災保険率が3/1,000及び4/1,000であり、より高い労災保険率がある中での極めて低い料率の中での小さな災害率の差であることから、災害率の差はほとんどない。
- 業種の細分化は、事務コストを高めるものであり、災害率が同じならば、基本的に労災保険率は同じになることから、そのような業種を細分化する必要性は政策的な理由がある場合を除き小さい。

3 「その他の各種事業」から分離・独立すべき業種

(1) 現状

- ① 「前回検討会報告」において、「今後必要に応じて業種を適時適切に分割することを可能とするため、同一の業種区分の中で災害率が異なる業種を適切に把握することができるよう、日本標準産業分類を参考として、適用事業細目を適切に設定した上で、それぞれの適用事業細目ごとの収支状況等のデータの収集・整備を行うことが適当である。例えば、「その他の各種事業」の中に含まれる多様な業種について、「医療保健」、「教育」などに細分化して設定することが考えられる。」と報告されたことから、適用事業細目ごとに各種データの収集を行った。

【第5回検討会 資料No.3-9~12】

- ② 平成21年度時点において、「その他の各種事業」は、適用事業場数が約80万事業場、適用労働者数が約1,786万人と一つの業種区分では最大のものとなっている。
- ③ 「その他の各種事業」は、12の業種に分類して、データを収集しているが、そのうち、「前各項に該当しない事業」は、約30万事業場（労働者数約1,006万人）となっている。この「前各項に該当しない事業」には、情報処理サービス業、法律事務所等の専門サービスなどが該当するが、特に、情報処理サービス業では、労働者数が約96万人となっている（注2）。

(注2) 「事業所・企業統計調査」によると、

- ・「情報サービス業」では、平成18年に労働者数が約96万人と、前回調査の平成13年よりも、労働者数が約13万人増加している。
- ・「法律事務所、特許事務所」では、前回調査の平成13年よりも約7千人増加しているものの、平成18年の労働者数は約6万人である。

労働者数の推移 (平成13年と平成18年の比較)

	平成13年	平成18年	増加数	増加率
情報サービス業	837,347人	961,770人	124,423人	14.9%
法律事務所、特許事務所	50,597人	57,350人	6,753人	13.3%

【参考資料：「事業所・企業統計調査」】

- ④ 「映画の製作、演劇等の事業」と「劇場、遊戯場その他の娯楽業」及び「教育業」と「研究又は調査の事業」は、「業種区分に係るルール」において、ほぼ類似している。
- ⑤ 「医療保健業」は、事業場数及び労働者数が、約13万事業場及び約407万人と、「その他の各種事業」の中で最多となっている(注3)。

(注3)

- ・「平成18年事業所・企業統計調査」によると、「医療、福祉」の事業所数及び労働者数は、約35万事業所及び約559万人であり、うち、「医療業」は、約23万事業所及び約327万人、「社会保険・社会福祉・介護事業」は、約11万事業所及び約222万人となっている。特に、「社会保険・社会福祉・介護事業」では、前回調査の平成13年よりも、労働者数が約80万人増加している。

労働者数の推移 (平成13年と平成18年の比較)

	平成13年	平成18年	増加数	増減率
医療、福祉	4,528,545人	5,588,153人	1,059,608人	23.4%
うち、医療業	3,002,316人	3,266,367人	264,051人	8.8%
うち、社会保険・社会福祉・介護事業	1,421,996人	2,221,692人	799,696人	56.2%

【参考資料：「事業所・企業統計調査」】

- ・平成21年において、死亡災害及び休業4日以上労働災害の被災者は、全産業で114,152人(労働者死傷病報告)であるが、そのうち、「医療保健業」で2,602人、「社会福祉施設」5,065人であり、「社会福祉施設」での労働災害は「医療保健業」に比べ、2倍以上となっている。

- ⑥ 「洗たく、洗張又は染物の事業」は、「その他の各種事業」に分類される事業の中で、単純収支率が最も高い。

多量のクリーニングを行う工場は、その作業態様が製造業に類似しており、また、労働基準法や労働安全衛生法では「製造業」として取り扱われている。他方、「洗たくの事業」においては、「取次店」の数が多数を占めているが（注4）、「取次店」における作業態様はクリーニング工場とは大きく異なる。

（注4）

・クリーニング業において、平成21年の死亡災害及び休業4日以上労働災害の被災者は、463人（463人/全産業114,152人=0.4%）である。

「洗たく、洗張又は染物の事業」の労災保険の適用労働者数（155,196人）は、全産業の0.3%となっている。（155,196人/全産業52,788,681人=0.3%）

・「クリーニング施設数」は、「衛生行政報告例」によると、平成21年度において、全体で133,584、「クリーニング所」が37,393、「取次所」が95,805、「無店舗取次店」386となっている。

(2) 課題

- ① 「その他の各種事業」は、一つの業種区分としてみた場合、保険集団としての規模が大きく、さらに、その中には細分類の「前各項に該当しない事業」があり、多様な事業が混在している。「その他の各種事業」のうち「前各項に該当しない事業」に分類されている多様な事業について、さらに細分化して、収支状況等のデータの収集・整備を図るべきか。

その場合、例えば、IT産業が発展している情報サービス業や、企業のアウトソーシング化を担っている法務業（法律事務所、会計事務所等）では、労働者数が増加しているが、どのような事業のデータを収集する必要があるか。

- ② 「教育業」と「研究又は調査の事業」は、「業種区分に係るルール」において、ほぼ類似しているが、両者を合わせて分離・独立させるべきか。また、「映画の製作、演劇等の事業」と「劇場、遊戯場その他の娯楽業」についてはどうか。

- ③ 「医療保健業」は、保険集団として大きいことや、介護分野で労働者数が増加していることをどのように考えるか。

また、「医療保健業」は、「医療」と「福祉」で別々にデータの収集・整備をすべきか。

- ④ 「洗たく、洗張又は染物の事業」は、災害率が高いことや、大量のクリーニング（洗

たく)を行う工場では、作業態様が製造業に類似していることをどのように考えるか。

(3) 主な意見等

- 単純収支率が多少悪くとも、労災保険率を算定すると、結果として「その他の各種事業」と変わらないのであれば、当該業種を分離・独立させる必要性は低いと考える。
- 過去に「その他の各種事業」より分離・独立した業種区分をみると、その労災保険率の推移は、「その他の各種事業」よりも、高めの労災保険率であるので、逆に、単純収支率が「その他の各種事業」の平均値と大きな相違のない「教育業」「研究又は調査の事業」を分離・独立させる必要性は低いと考える。

- 「その他の各種事業」から業種区分をどれだけ細かく分けても、引き続き、「その他の各種事業」に分類される業種の中で、単純収支率が良い、悪いという差が必ずつくはずである。労災保険では、業種（業界）ごとの災害防止努力による保険料率の上下のほかに、個別の事業場ごとの災害防止努力により保険料率を上下させるメリット制度が設けられているので、それにより調整している要素もある。そのように考えていくと、業種区分をあまり細かくすることについては、保険制度として良いのか疑問を感じる。

- 災害発生率等に差がない時に、業種区分を細分化することは、保険上の観点というよりも政策的な観点での判断であると考ええる。

- 情報処理サービス業では、過重労働に係る裁判例がみられ、労働者数も多いので、データを収集すべきと考える。

- 法律事務所、会計事務所等の事務職員には、当該事業に特有のリスク構造は見られないと考えられることから、早急にデータを収集する必要性は小さいと考えられる。

- 医療・福祉を分離・独立させるべきかについては、データがなければ判断することが困難であるので、データを収集した方が良い。
特に、介護福祉分野は、成長産業であり、労働者数が大幅に増加しているため、データを収集すべきである。

- 「洗たくの事業」においては、工場と取次店は、作業態様の違いから災害率に差があると考えられ、工場と取次店が同一の業種区分であることは現実的でないため、工場と取次店の業種区分を検討するために、別個にデータを収集することが必要である。

第3部 今後の「業種区分」のあり方

I 「業種区分」全体について

- ① 業種区分の分離・独立に当たっては、業種区分ごとの労災保険率の設定が、労働災害防止のインセンティブを高めるとの観点から、業界全体で労働災害防止への取り組みができることが重要である。その場合、業界団体を通じて、労働災害防止へ取り組むこととなるので、業界団体の組織状況を考慮する必要がある。
- ② 保険集団が小さいほど、労働災害の発生件数や給付額の変動幅が大きくなり労災保険率の変動が激しくなるので、安定的に労災保険制度を運営するためには、保険集団が大きいことが望ましい。
- ③ 小さい保険集団の労災保険率を設定する際には、安定的な保険事業運営を行うため、激変緩和などの工夫が必要である。

II 「その他の各種事業」について

1 「その他の各種事業」の分割の基準

- 「業種区分に係るルール」は、変更しない。ただし、『その他の各種事業』の分割の視点」の具体的な数値は、現状の数値に置き換えた指標とした方がよい。

2 平成18年度に分離・独立した業種

- ① 分離・独立した「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」及び「金融業、保険業又は不動産業」については、適用事業場数、単純収支率、事務従事者割合等の推移を見る限り、現時点では、大きな変化がないことから、業種区分の統合や分離・独立を行う必要はない。
- ② 平成18年度に分離・独立した「通信業、放送業、新聞業又は出版業」及び「金融業、保険業又は不動産業」の労災保険率は、これまでのところ「その他の各種事業」と同一である。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着眼して分類している。

したがって、労災保険制度を簡便な仕組みとするためには、災害発生率が同水準での業種であれば、同じ業種区分で良いと考える。

なお、平成18年度に「その他の各種事業」より分離・独立した3業種について、

今後とも、その労災保険率の動向を注視し、労災保険率が「その他の各種事業」と変わらないようであれば、再び統合することについて検討が必要である。

3 「その他の各種事業」から分離・独立すべき業種

① 「その他の各種事業」と労災保険率が同一となる分離・独立は、労災保険制度の簡便な運営の観点から、その意義は小さいが、労働災害防止促進等の政策推進の観点から効果が見込まれるのであれば、当該業種を分離・独立させることについて検討すべきである。

② 「情報サービス業」については、過重労働に係る裁判例が見られること、労働者が増加して多数であることなどから、データの収集・整備を図るべきである。

③ 「医療保健業」は、事業場数及び労働者数が約13万事業場数及び407万人と、「その他の各種事業」の中で最大の規模となっている。単純収支率は、「その他の各種事業」の中で平均的な水準であるが、「医療保健業」は、大きく「医療」と介護に代表される「福祉」に二分することができ、両者の労働災害の発生状況には大きな違いがあると見られる。

こうしたことから、「医療保健業」の業種区分については、「医療」と「福祉」を分離してデータを収集・整備し、その結果に基づいて、社会政策的な見地などを取り入れて検討すべきである。

④ 「洗たく、洗張又は染物の事業」は、「その他の各種事業」の中では災害率が高いこと、また、多量のクリーニングを行う工場が、労働基準法や労働安全衛生法では製造業として取り扱われていることから、労災保険の業種区分における取扱いについて検討すべきである。

また、検討に当たっては、クリーニング工場と取次店の実情（商取引の実態、事業場としての独立性（注5）、業界としての労働災害防止活動の取組状況等）を調査することも必要である。

（注5）「事業場としての独立性」

労災保険では、

① 場所的に他の事業場から独立していること

② 組織的に一つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があること

③ 施設として相当期間継続性を有すること

のいずれにも該当する場合には、独立した事業場として取り扱う。